情報公開実施状況の公表

市では、情報公開制度により、市が保有している情報（市政情報）を市民の皆さんに公開しています。この制度による平成24年度の情報公開請求件数は、百12件で、請求についての処理状況は表1～3のとおりです。皆さんから公開の請求を受けた市政情報は、小平市情報公開条例の規定により、実施機関が公開・非公開の判断をします。平成24年度の公開請求に対して一部公開となったものもありますが、その主な理由は市政情報内に個人情報が含まれることによるものです。なお、非公開などの処分については、不服申立てができ、決定に際して、実施機関は事前に市の情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになっています。

問合せ　総務課☎042（346）9580

表1　情報公開・非公開等の処理状況

請求件数	公開	一部公開	非公開	不存在	公開率
112件	73件	35件	3件	1件	97.3％

※請求件数…公開請求のあった市政情報の件数。
※公開率…（公開＋一部公開）÷（請求件数－不存在）。

表2　実施機関別請求状況

実施機関等	担当課	請求件数
市長	総務課	1件
	税務課	1件
	契約財務課	32件
	市民課	13件
	児童育成課	3件
	保健課	1件
	健康課	1件
	保険年金課	1件
	環境保全課	33件
	まちづくり課	4件
	交通対策課	4件
教育委員会	教育庶務課	7件
	学務課	11件
選挙管理委員会	—	0件
監査委員	—	0件
農業委員会	—	0件
固定資産評価審査委員会	—	0件
議会	—	0件
計		112件

※請求件数…公開請求のあった市政情報の件数。

表3　不服申立て

区分	不服申立て件数
異議申立て	0件
審査請求	0件
計	0件

※不服申立て件数…不服申立てのあった市政情報の件数。

表3　実施機関別請求状況

実施機関等	担当課	請求件数
市長	秘書広報課	6件
	市民課	20件
	児童課	1件
	介護福祉課	14件
	障害者福祉課	1件
	健康課	9件
	保険年金課	2件
	ごみ減量対策課	6件
教育委員会	学務課	21件
選挙管理委員会	—	0件
監査委員	—	0件
農業委員会	—	0件
固定資産評価審査委員会	—	0件
議会	—	0件
計		80件

※請求件数…開示請求のあった保有個人情報の件数。

個人情報保護制度運用状況の公表

市が保有する皆さんの個人情報（保有個人情報）を保護するため、市では小平市個人情報保護条例を定めています。

この条例に基づき、保有個人情報が本来の目的以外に利用されたり、外部に漏れたりしないように取り扱われています。平成25年3月31日現在の保有個人情報を取り扱う事務の件数は8百32件で、その内容は表1のとおりです。市では、保有個人情報を取り扱う事務を開始したり、その内容を変更したときには、公示をし、情報公開・個人情報保護審議会に報告しています。

表1　保有個人情報取扱事務件数

	取扱事務件数	832件
保有個人情報の記録項目	基本の事項（氏名、住所、年齢等）	821件
	心身の状況（健康状態、病歴等）	185件
	家庭状況等（家族状況等）	227件
	社会生活（職業、学歴等）	365件
	思想信条等	6件
	その他	233件

※単位…事務（事業）の件数。

表2　保有個人情報開示・非開示等の処理状況

請求件数	開示	一部開示	非開示	不存在	開示率
80件	45件	11件	0件	24件	100％

※請求件数…開示請求のあった保有個人情報の件数。
※開示率…（開示＋一部開示）÷（請求件数－不存在）。

表4　不服申立て

区分	不服申立て件数
異議申立て	0件
審査請求	0件
計	0件

※不服申立て件数…不服申立てのあった保有個人情報の件数。

個人情報保護制度では、誰でも自己の保有個人情報の開示を実施機関に請求できます。平成24年度の開示請求の内容は表2～4のとおりです。非開示などの処分については、不服申立てができ、決定に際して、実施機関は事前に情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになっています。

問合せ　総務課☎042（346）9580

地元割当　都営住宅入居者募集

市民を対象に、市内の都営住宅の入居者を募集します。

募集する住宅　世帯向（一般住宅募集）…1戸（津田町一・三丁目のいずれかの住宅）

※3人以上の世帯向住宅の入居登録者を募集します。

主な申込資格　次の条件をすべて満たす方

▽市内に居住する成年者（外国人住民を含む）

▽同居親族がいること

▽世帯の所得が定められた基準内であること

▽住宅に困っていること

※5月に募集した都内全域の都営住宅に申し込んだ方でも申し込むことができます。

※詳しくは、募集案内をご覧ください。

申込書の配布期間　5月28日（火）まで

※配布場所・時間は申込み先と同じ。ただし、市民課（市役所1階）では5月25日（土）の午前8時30分から午後0時15分までも配布します。

申込み　▽送付の場合…5月31日（金）まで（必着）に、提出書類を市民課へ送付

▽持参の場合…5月28日（火）までに、提出書類を市民課、東部・西部出張所、動く市役所へ持参

※土曜・日曜日を除く。ただし、市民課では5月25日（土）の午前8時30分から午後0時15分までも受付。

※動く市役所の場合は、事前に巡回会場・日時をご確認ください。

※市民課では相談も行います（ほかは受付のみ）。

問合せ　市民課☎042（346）9520

シルバーピア入居者募集　民間借上げ高齢者住宅（空き家）

市内にお住まいの65歳以上の高齢者を対象に、小平市民間借上げ高齢者住宅（シルバーピア）の入居者を募集します。

民間借上げ高齢者住宅は、応募者の病気や外出時の子どもの預かりほか保護者の事情を考慮し、資格審査したうえで、正式に入居者として決定します。

※シルバーピアは、高齢者が安全で快適な日常生活を送れるように配慮された住宅です。

募集戸数　下表のとおり

申込みできる方　次のすべてに該当する方

▽市内に3年以上住所を有する65歳以上

▽所得が2百56万8千円以下である

▽現に同居する親族がいない

▽住宅に困っている

※詳しくは、申込案内をご覧ください。

※申込みの際は、50円切手を持参してください。

申込書類配布・受付期間　5月27日（月）までの午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日を除く）

配布場所　高齢者福祉課（健康福祉事務センター2階）、東部・西部出張所、動く市役所

申込み　受付期間中に、高齢者福祉課へ持参☎042（346）9642

募集する民間借上げ高齢者住宅（シルバーピア）

所在地	区分	募集戸数	間取り	専用面積	予定使用料	入居予定日
シルバーピア鳥海花小金井8－14－1	単身用	1	6畳、DK	29.16㎡	13,700円から	平成25年10月

子どもの手当・医療費助成など

児童を養育している方に、手当の支給や医療費の助成（下表）を行っています。受給するには申請が必要です。過去に申請して、受けられなかった方でも、受けられる場合があります。手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

※乳幼児医療費助成（乳）以外は、所得制限があります。

問合せ　児童課☎042（346）9544

児童育成手当の申請はお早めに

児童育成手当（育成手当、障害手当）に該当する方で、申請をしていない方は早めに申請をしてください。手当は、申請した月の翌月分から支給の対象となります。

平成25年度児童育成手当所得制限限度額

扶養	児童育成手当 所得	児童育成手当 給与収入
0人	360万4千円	518万円
1人	398万4千円	565万円
2人	436万4千円	613万円
3人	474万4千円	660万円
4人以上	1人増すごとに38万円を加算	

子どもの手当・医療費助成

	対象	手当（月額）・助成額
児童手当	中学校を卒業するまでの児童を養育している方 ※公務員の方は勤務先へお問い合わせください。	1人につき 3歳未満　15,000円 3歳～小学生 （第1子・第2子）10,000円 （第3子以降）15,000円 中学生　10,000円 ※児童を養育している人の所得が制限額を超えている場合は、1人につき月額5,000円。
乳幼児医療費助成（乳）	市内在住の乳幼児（0歳～小学校入学前）を養育している方	健康保険による自己負担額
義務教育就学児医療費助成（子）	市内在住の小・中学生を養育している方	健康保険による自己負担額 ※通院は1回につき上限200円の自己負担あり。 ※入院・調剤などは自己負担なし。
児童扶養手当	次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方 ・父母が離婚 ・父または母が死亡または生死不明 ・父または母に1年以上遺棄されている ・父または母が1年以上拘禁されている ・父または母が保護命令を受けている ・婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない ・父または母に重度の障がいがある ※児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成は、児童に一定の障がいがある場合は20歳未満まで。 ※児童扶養手当は、公的年金を受給できる場合を除く。	1人目…41,430円～9,780円（所得に応じて異なる） 2人目…5,000円 3人目以降…3,000円
児童育成手当（育成手当）		1人につき13,500円
ひとり親家庭医療費助成		健康保険による自己負担額の全部または一部
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ・身体障害者手帳1～3級程度 ・愛の手帳1～3度程度 ・上記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいがある	1人につき50,400円または33,570円
児童育成手当（障害手当）	・身体障害者手帳1・2級程度 ・愛の手帳1～3度程度 ・脳性まひ ・進行性筋萎縮症	1人につき15,500円
小平市心身障害児福祉手当	・身体障害者手帳1～4級 ・愛の手帳1～4度 ・脳性まひ ・進行性筋萎縮症 ・特殊疾病	1人につき7,750円または3,800円

※児童が児童福祉施設などに入所している場合は、手当・医療費助成を受けられないことがあります。
※児童育成手当（障害手当）と小平市心身障害児福祉手当の併給はできません。

平成26年度就学○○○　特別支援学級・学校就学説明会と就学相談

◆**就学説明会**

お子さんの就学先として特別支援学級などをお考えの保護者を対象に、就学相談の進め方や学校の紹介などの説明会を開催します。

とき　6月14日（金）午前10時～正午

ところ　市役所6階大会議室

※説明会会場で、就学相談の申込みを受け付けます。

就学相談の進め方とスケジュール

申込みは7月23日まで

電話申込み
就学相談員との面談の日程を決めます

就学相談員との面談
お子さんと一緒に就学相談室（市役所6階）へお越しください
※母子健康手帳、印鑑及び下記①・②があれば持参してください。

① 発達検査の実施
1年以内に受けている場合は、検査結果の提出で代えられます

③ 園への訪問
就学相談員が園を訪問して、ふだんのお子さんの様子を見させていただきます

② 専門医の診断
かかりつけ医がある場合は診断書などの提出で代えられます
※指定の様式があります

就学支援委員会の開催
お子さんと一緒に指定の会場へお越しください
就学支援委員会の委員が、集団内や個別でのお子さんの様子を見させていただきます
この様子や①～③を参考に、幅広い視点からお子さんにとってふさわしい就学先を検討します
就学支援委員会の委員…専門医、学識経験者（特別支援教育、発達心理）、市立小・中学校長、通常の学級・特別支援学級担任、福祉関係職員、就学相談員ほか

就学支援委員会は12月まで

就学相談員によるお知らせ・説明
就学支援委員会での検討結果をお知らせします
必要に応じて面談のうえ、説明します

1月上旬

就学先の決定
お子さんの障がいや発達の状況について理解を深め、保護者の意向を尊重しながら、決定します

◆**就学相談**

平成26年4月に小学校、中学校へ就学するにあたり、心身に障がいの心配があり、特別な支援を必要とするお子さんの就学先について相談を受け、適切な就学を支援します。

相談対象者　▽市立特別支援学級または都立特別支援学校への就学をお考えの保護者

▽現在、お子さんが身体的理由で就学猶予または免除を受けていて、平成26年4月からの就学をお考えの保護者

申込み　7月23日（火）までに、問合せ先へ

問合せ　学務課就学相談担当☎042（346）9503

国民健康保険

正しく保険に加入していますか

小平市に住所がある方（在留期間が3か月を超える外国籍の方を含む）は、次の①～④に該当する方を除き、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

①職場の健康保険、船員保険、共済組合などに加入している方とその被扶養者

②国民健康保険組合に加入している方

③生活保護を受けている世帯の方

④後期高齢者医療制度に加入している方

国保に加入している方で、①～④に該当することになったときは、国保を脱退する手続きが必要です。ただし、75歳になり後期高齢者医療制度に加入した場合は、手続きは不要です。

手続き窓口　保険年金課（市役所1階）、東部・西部出張所、動く市役所（受付のみ）

※保険年金課では、土曜日の午前8時30分から午後0時15分まで手続きができます（祝日、年末年始を除く）。

問合せ　保険年金課国民健康保険係☎042（346）9529

国民健康保険の届け出

国保に加入する場合

・小平市に転入したとき（前住所で国保に加入していた方）
・職場の健康保険をやめたとき
・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき
・職場の健康保険の加入者が75歳になり後期高齢者医療制度に移ったことに伴い、その被扶養者でなくなったとき
・生活保護を受けなくなったとき
・国保加入世帯に子どもが生まれたとき

国保をやめる場合

・小平市を転出するとき
・職場の健康保険などに加入したとき
・生活保護を受けることになったとき
・死亡したとき

届出期間

・変更事由の発生した日から14日以内

※届け出が遅れた場合、国保の資格取得日または喪失日は、変更の発生日までさかのぼります。この場合、さかのぼって保険税の課税または還付の対象となります。また、医療費が全額自己負担となる場合があります。

一時預かり事業を拡充

保護者の育児疲れの解消、急病、入院、勤務形態などの理由で、緊急・一時的に保育が必要な児童を預かる一時預かり事業を、7月から「コビプリスクールこだいら」でも開始し、市内の保育園6園で実施します。

保育時間　午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

よって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ　児童課☎042（346）9544

小平市ファミリー・サポート・センター　提供会員を募集

市内には子育て支援を必要としている方がたくさんいます。小平市ファミリー・サポート・センターでは育児を応援してくださる方（提供会員）を募集しています。自分の子どもと一緒にみていただける方（両方会員）やシルバー世代の方も、会員としてご協力をお願いします。

利用料　児童の年齢および保育時間に応じて、一定の利用料が必要

対象　市内在住の生後57日から就学前までの児童（花小金井保育園では満1歳から）

定員　各5人以内（1日）

利用方法　事前に保育園で面接などを受け、利用登録し、利用する月の前月の15日から申込み可能です。電話で平日の午前10時から午後3時までに、各保育園へ

問合せ　保育課☎042（346）9594

一時預かり事業実施施設一覧

保育園名	所在地	電話番号
れんげ荻山保育園分園（私立）	小川東町4－3－1	042（344）1484
こぶし保育園（私立）	鈴木町1－148	042（344）1717
小平にこにこ保育園（私立）	小川東町1－38－18	042（344）8180
にじいろ保育園上水本町（私立）	上水本町4－11－9	042（359）4815
花小金井保育園（公立）	花小金井5－41－3	042（462）5781
コビープリスクールこだいら（私立）（※）	大沼町1－3－8	042（312）3801

※7月から利用開始。登録は6月3日（月）、予約は6月17日（月）から開始。

国民健康保険、後期高齢者医療制度　保養施設宿泊料金の一部を助成

市では、国民健康保険（国保）と後期高齢者医療制度に加入している皆さんの保養と健康増進のために、各地の施設（左表、28施設）と契約し、宿泊料金の助成を行っています。

1泊2千円（小学生以下は1千円）、1人年間（4月1日～翌年3月31日）2泊までの助成です。

※国民健康保険税（国保税）、後期高齢者医療保険料の滞納があるときは、申請できません。

申請方法　宿泊の予約をしてから、利用日の前日までに申請窓口へ

※申請後、利用助成券を交付します。

※予約の際は、小平市の利用助成券を使うことを宿泊先に必ず伝えてください。

契約施設の一覧　（平成25年4月1日現在）

施設名	所在地	電話番号
源美の宿会津屋	栃木県　塩原温泉	0287（32）2020
カントリーハウスパディントン	栃木県　那須町	0287（78）3377
いかほ秀水園	群馬県　伊香保温泉	0279（72）3210
金太夫	群馬県　伊香保温泉	0279（72）3232
ホテル銀水	群馬県　伊香保温泉	0279（72）3711
湯元四萬舘	群馬県　四万温泉	0279（64）2001
ホテル一井	群馬県　草津温泉	0279（88）0011
草津グリーンパークパレス	群馬県　草津温泉	0279（88）3960
ホテル辰巳館	群馬県　上牧温泉	0278（72）3055
かんぽの宿　大洗	茨城県　大洗町	029（267）3191
かんぽの宿　勝浦	千葉県　安房勝浦	0470（76）3011
かんぽの宿　鴨川	千葉県　安房鴨川	0470（92）1231
満ちてくる心の宿　吉夢	千葉県　安房小湊	0470（95）2111
おくたま路	東京都　青梅市	0428（78）9711
かんぽの宿　青梅	東京都　青梅市	0428（23）1171
ホテル南風荘	神奈川県　箱根湯本	0460（85）5505
ニュー・グリーンピア津南	新潟県　津南町	025（765）4611
要害温泉	山梨県　積翠寺温泉	055（253）2611
ホテル不老閣	山梨県　増富ラジウム温泉郷	0551（45）0311
ホテル神の湯温泉	山梨県　甲斐市	0551（28）5000
くつろぎの邸　くにたち	山梨県　石和温泉	055（263）2311
早川町営宿泊温泉施設　ヘルシー美里	山梨県　光源の里温泉	0556（48）2621
ヴィラ雨畑	山梨県　早川町	0556（45）2213
足和田ホテル	山梨県　奥河口湖	0555（82）2321
志賀パレスホテル	長野県　志賀高原ほたる温泉	0269（34）2221
シーサイドいずたが	静岡県　伊豆多賀温泉	0557（67）2671
伊豆網代温泉　松風苑	静岡県　網代温泉	0557（68）3151
熱海シーサイド・スパ＆リゾート	静岡県　熱海市	0557（82）8111

こだいらエダマメウィーク　参加店舗を募集

市内で採れた新鮮な枝豆を使ったキャンペーンを実施します。期間中、枝豆料理を提供していただける飲食業の店舗を募集します。

開催期間　7月22日（月）～28日（日）

参加費　1千円（枝豆購入費別）

内容　開催期間中、市内産の枝豆を使った料理を来店者にメニューや付け合わせとして提供する

主催　小平食品衛生協会

申込み　6月7日（金）までに、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、問合せ先へ（送付可）

※申込書は小平市ホームページまたは問合せ先にあります。

問合せ　産業振興課☎042（346）9533

提供会員養成講座　日程

とき		内容
5月30日（木）	午後	保育の心
6月4日（火）	午前	コミュニケーション
6月6日（木）	午前	子どもの遊び
6月11日（火）	午前	子どもの健康
	午後	子どもの発育と発達
6月13日（木）	午前	子どもの世話
	午後	子どもの安全
6月18日（火）	午後	普通救命講習
6月20日（木）	午前	子どもの食事
	午後	修了式 今後について

※詳しくは、申込み先へご確認ください。

活動内容　保育施設などへの送迎、保護者の病気や外出時の子どもの預かりほか

報酬　1時間につき8百円～1千円

◆**提供会員養成講座**

受講後、登録手続きをすると、提供会員として活動ができます。

日程　右表のとおり

※このほかに1時間、日中任意の時間で研修があります。

ところ　中央公民館

費用　資料代1千4百円

対象　市内在住の心身ともに健康な20歳以上で、積極的に活動ができる方

定員　40人

※保育5人程度あります（0歳から学童まで）。

申込み　小平市ファミリー・サポート・センターへ☎042（348）1780

官公署だより

小平消防署　危険物安全週間

◆**身近な危険物を確認しましょう**

▽危険物　正しく使って　事故防止

6月2日（日）から8日（土）までは、危険物安全週間です。

危険物と言えば、一般的にガソリンや灯油などの燃料類を思い浮かべると思いますが、このほかにも接着剤やアロマオイル、防水スプレー、アウトドアで使用する燃料、消毒用のアルコールなどさまざまな危険物が身の回りにあります。

これらの製品を安易に取り扱ったり、廃棄したりすると、火災などの事故の原因になります。

この機会に身近な危険物の存在についても一度確認し、正しい取り扱いや保管に努めましょう。

問合せ　小平消防署予防課☎042（341）0119